

佐久穂町学校跡地施設等利用検討委員会傍聴要領

平成 23 年 10 月 27 日  
告示第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、佐久穂町学校跡地施設等利用検討委員会（以下「委員会」という。）運営規程（平成 23 年佐久穂町告示第 24 号）第 2 条第 2 項に基づき、委員会の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(受付)

第 2 条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は、傍聴人受付にて住所及び氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、定員は傍聴席の数までとする。

(委員会の傍聴)

第 3 条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 委員会の撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、委員長が許可した場合はこの限りではない。
- (2) 飲食、喫煙、発言、私語、談論等を行ってはならない。
- (3) 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- (4) プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- (5) ビラ等の配付を行ってはならない。
- (6) みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- (7) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- (8) 前各号のほか委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退室等の措置)

第 4 条 委員長は、傍聴人がこの規定に違反した場合には、傍聴人に委員会会場よりの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(雑則)

第 5 条 前各条のほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。